

記

1 書類の送付を受けるべき者の住所（又は、判明している最後の住所）及び氏名
住所不詳

2 通知の内容

土地区画整理法第103条第1項の規定により、福井都市計画事業市場周辺土地区画整理事業の換地計画において定められた事項について、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分します。

教示

1．この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に福井県知事に審査請求をすることができます。

2．この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福井市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3．上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福井市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は、掲載を省略し、それらを福井県福井市高柳町第13号10番地1の高柳神社内掲示板において掲示する。

公示送達

福井都市計画事業市場周辺土地区画整理事業の書類の送付にかわる公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による福井都市計画事業市場周辺土地区画整理事業の下記1の者に対する換地処分通知は、送付したが受領を拒まれ、又は送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により、当該書類の送付にかえてその通知の内容を下記2のとおり公告する。

令和 年 月 日

福井都市計画事業市場周辺土地区画整理事業
施行者
代表者